

A2 訪問型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：令和7年4月1日以降分）

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス1 1日割		1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39 1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス1 2日割		2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77 1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス1 3		(2) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス1 3日割		3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123 1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス2 1				287	
A2 2511	訪問型独自サービス2 2		網掛け部分は、岩泉町では使用しません。		179	
A2 2621	訪問型独自サービス2 3		15分未満の場合		220	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		12単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		23単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(2) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割		37単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 1日割		12単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 2日割		23単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3		(2) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算1 3日割		37単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 1		(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	△ 介護職員処遇改善加算	△ 初回加算		200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		△ 生活機能向上連携加算	△ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			△ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算		△ 口腔連携強化加算		50単位加算	50
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		△ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A 6 通所型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：令和7年4月1日以降分）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位					
種類	項目											
A6	1111	通所型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798 1月につき					
A6	1112	通所型独自サービス1 1日割		1,798単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	59 1日につき					
A6	1121	通所型独自サービス1 2		事業対象者・要支援2			3,621 1月につき					
A6	1122	通所型独自サービス1 2日割		3,621単位	日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	119 1日につき					
A6	1113	通所型独自サービス2 1	網掛け部分は、岩泉町では使用しません。				436単位 436 1回につき					
A6	1123	通所型独自サービス2 2				447単位	447					
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1			-18 1月につき					
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		18単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき					
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		事業対象者・要支援2			-36 1月につき					
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		36単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき					
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1		事業対象者・要支援1		4単位減算	-4 1回につき					
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4					
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1			-18 1月につき					
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1日割		18単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき					
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2		事業対象者・要支援2			-36 1月につき					
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2日割		36単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1 1日につき					
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2 1		事業対象者・要支援1		4単位減算	-4 1回につき					
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算2 2		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4					
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算								
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算								
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算								
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき					
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752						
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		口 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94						
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算								
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	100単位加算									
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	240単位加算									
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	50単位加算									
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	200単位加算									
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150						
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160						
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	480単位加算									
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	1月につき					
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2		事業対象者・要支援2	176単位	176						
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位						
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2		事業対象者・要支援2	144単位	144						
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位						
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		事業対象者・要支援2	48単位	48						
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1回につき					
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200						
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20						
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5						
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	40単位									
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算		1月につき					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算							
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算							
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算							

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8001			事業対象者・要支援1	1,798単位		41	1日につき
A6	8002			事業対象者・要支援1	59単位		2,535	1月につき
A6	8011			事業対象者・要支援2	3,621単位		83	1日につき
A6	8012			事業対象者・要支援2	119単位		305	1回につき
A6	8003			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		313	
A6	8013			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9001			事業対象者・要支援1	1,798単位		41	1日につき
A6	9002			事業対象者・要支援1	59単位		2,535	1月につき
A6	9011			事業対象者・要支援2	3,621単位		83	1日につき
A6	9012			事業対象者・要支援2	119単位		305	1回につき
A6	9003			事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		313	
A6	9013			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位			

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

A F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（現行相当：令和7年4月1日以降分）

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成 単位数	算定単位
AF 2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	442単位 442			1月につき
AF 2112			高齢者虐待防止未実施減算		438	
AF 2114			4 単位減算 業務継続計画未策定減算		4 単位減算	
AF 2113			業務継続計画未策定減算		4 単位減算	
AF 4001	介護予防ケア初回加算	口 初回加算	300単位加算			300
AF 4002	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算			300
AF 3111	介護予防ケアネジメント（簡略化したケアマネジメント）	二 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 310単位			310
AF 4111	介護予防ケアネジメント（初回のみのケアマネジメント）	木 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 742単位			742